## /亚世の左O日から\

表 1 (平成29年8月から)				
対象となる方	自己負担限度額(月額)			
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方(注1)	44,400円			
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円 ⇒ <b>44,400円</b> +年間上限額の設定 (1割負担者のみの世帯) 年間上限額:446,400円(37,200円×12)			
世帯の全員が市区町村民税を 課税されていない方	24,600円			
前年の合計所得と公 的年金収入の合計が 年間80万円以下の方	15,000円			

(注1)世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって世帯年収 520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)

## 〈平成30年7月まで〉

女と〈十成30年1月まじ/				
	区分	限度額 (70歳以上)		
	現役並み所得の方 ( 課税所得 (145万円以上の方)	67万円		
	一般 (市区町村民税) (課税世帯の方)	56万円		
	市区町村民税 非課税世帯	31万円	Г	
	市区町村民税 非課税世帯 (所得が一定以下)	19万円		

## 〈平成30年8月から〉

	区分	限度額 (70歳以上)
	課税所得690万円 以上の方	212万円
1	課税所得380万円 以上の方	141万円
	課税所得145万円 以上の方	67万円
	一 般 (市区町村民税) (課税世帯の方)	56万円
7	市区町村民税 非課税世帯	31万円
	市区町村民税 非課税世帯 (所得が一定以下)	19万円

象者がいる方の負担の上限が引 歳以上の方の利用者負担割合が ◎高額介護サービス費の利用者 保険制度の改正について 平成29年8月からの介護 ただし、同じ世帯の全ての65 世帯に市区町村民税の課税対 年間上限額が設 は月々の負担の上限額が設定さ 高額介護サービス費制度とは い戻しされる制度です。 を超えたときに、超えた分が払 利用者負担の合計が負担の上限 れています。1か月に支払った にお支払いただく利用者負担に の限度額の見直し(表2参照) 介護サービスを利用する場合

負担の上限額の見直し

(表1参照)

# )高額医療介護サービス費合算

き上げられます。

の方について、 に、上限が細分化された上で限 70歳以上の方で現役並み所得 現役世代と同様

けられます。 1割の世帯は、

(3年間の時限措

高額な場合に、さらに負担を軽 1 年間 高額医療介護サービス費合算とは 減する制度です。 月31日)の自己負担の合算額が 医療保険と介護保険における (毎年8月1日~翌年7

5 · 3 1 6 造 福 祉 課 ☎内線302·31

# 養手当のご案内

## 児童扶養手当とは

度です。 図り、自立を促進するための制 ひとり親家庭の生活の安定を

平成29年4月から支給額が変更 または父(母)に代わって養育 を扶養しているひとり親の方、 の3月31日までの間にいる児童 している方に支給されます。 18歳に到達する日以後の最初

> 進を図るための制度です。 等の状態にある児童の福祉の増

知的障がいまたは身体障がい

特別児童扶養手当とは

知的障がいまたは身体障がい

# になりました。

になりました。

·1級 (重度障害児)

2 級

(中度障害児)

3 4

2 7 0

円

5 1

4 5 0

円

平成29年4月から支給額が変更 養育している方に支給されます。 くは父母に代わってその児童を 監護している父または母、もし の状態にある20歳未満の児童を

# 児童扶養手当・特別児童扶

りますので、届出期間内(8月

に必ず手続きをしてください。

1日 (火) ~8月31日 (木) )

出が必要です。届出がない場合

は受給資格を喪失することがあ

含みます)は、

全員現況届の提

年8月からとなります。

なり、この制度の適用は平成30

※法律は平成29年8月に改正と

度額が引き上げられます。

## 手当の全額を 手当の 部を 区分 受給できる方 受給できる方 月額42,280円 月額42,290円 児童1人 9,980円 月額52,260円~ 月額52,280円 児童2人 14,980円 3 人目から児童ー<sub>.</sub> 大月額5,990円加算 -人増すごとに、 児童3人以上

(所得状況届の提出)

## 現況届の提出〉

受けている方(支給停止の方も 況届提出月となっております。 現在、児童扶養手当の認定を 毎年8月は児童扶養手当の現

ください

資格要件等詳細はお問合わせ

があります。

支給要件、

受給

ださい。 間内(8月10日(木)~9月11 ※それぞれの制度には所得制限 日 (月)) に必ず手続きをしてく 況届の提出が必要です。 届出期 方も含みます)は、全員所得状 定を受けている方(支給停止の 現在、特別児童扶養手当の認

問子育て支援課 四内線30